

平成18年度第6回諫早市健康福祉審議会議事録

- 1 期日 平成18年12月26日(火) 午後5時00分～
- 2 場所 諫早市健康福祉センター 多目的ホール
- 3 出席者 委員 18名(欠席者:石井允文委員 小島龍一郎委員)
事務局 13名
- 4 会議次第
 - (1)開会
 - (2)議題
 - 議事録署名人の指名
 - 諫早市健康福祉総合計画(地域福祉計画)について
 - ・パブリックコメントの実施結果について
 - ・地域福祉計画に盛り込む主要施策について
 - ア 基本目標1「総合的な地域ケアシステムの構築」
 - イ 基本目標2「利用者主体の保健福祉サービス提供体制の構築」
 - ウ 基本目標3「民と公の協働関係の構築」
 - エ 基本目標4「小地域における地域住民の主体的な健康福祉活動の推進」
 - 計画の最終答申案について
 - その他
 - ・次回の開催予定について
 - (3)閉会
- 5 議題に対する決定事項
 - 議事録署名人について
 - ・山口忠喜委員を議事録署名人とする。
 - 諫早市健康福祉総合計画(地域福祉計画)について
 - ・計画の最終答申案について
 - 各委員の意見を踏まえた所要の修正について会長に一任の上、承認
- 6 議題に関する会議経過
次ページ以降

1 開 会

(開会を宣言)

(略)

(欠席者及び会議の成立を報告)

[事務局(進行)]

本日は、石井委員、小島委員からは御欠席との連絡をいただいております。ただ今の出席委員は18名であります。委員の過半数の出席が認められますので、健康福祉審議会条例第7条第2項により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

(会議資料の確認)

[事務局(福祉総務課主任)]

(略)

[事務局(進行)]

それでは議事進行を西平会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議 題

(1) 議事録署名人の指名

[会長]

いよいよ今年もあとわずかとなりましたけれども、今日は第六回の健康福祉審議会をご案内いたしましたところ、大変年末のお忙しい時期にお繰り合わせをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は健康福祉総合計画(地域福祉計画)の最終答申案について審議をいただきたいと思っております。

それから前回、10月25日にご審議をいただきました諫早市健康増進計画(健康いさはや21)につきましては、10月30日に管原部会長と一緒に市長へ答申をいたしましたのでご報告させていただきます。

それでは今日も5時からということで、大変お疲れのことと思いますが、どうかよろしくお祈りを申し上げます。

まず、議事録署名人を指名いたします。山口忠喜委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。(山口忠喜委員了)

それでは、会議次第に従って進めさせていただきます。

(2) 諫早市健康福祉総合計画(地域福祉計画)について

パブリックコメントの実施結果について

[会長]

では「(2) 諫早市健康福祉総合計画(地域福祉計画)について」を議題といたします。
まずパブリックコメントの実施結果から報告をお願いいたします。

[事務局(福祉総務課長)]

報告資料「「諫早市健康福祉総合計画(地域福祉計画)中間素案」に対する市民からの意見(パブリックコメント)の募集結果について」をご覧ください。

募集期間、募集方法、閲覧等方法については記載のとおりでございます。全部で16件、6名の方から意見をいただいております。

全体を通して、計画の個々の内容に対する意見というよりも、福祉全般に対する日頃からの思いといったものがほとんどを占めておりました。

意見の内容及び反映状況であります。素案に修正を加え反映したものが2件。素案に既に盛り込まれている若しくは素案の考え方や姿勢に合致し、今後、計画を遂行する中で反映させていくものが8件。今後検討するものが4件。その他が2件という結果でございます。

2ページ目以降が提出された意見の要旨及び市の考え方ではありますが、時間の都合もありますので掻い摘んで報告いたします。

16のご意見を“計画全般”、“序章関連”、“第二章関連”、“第四章関連”、“第六章関連”とに分けております。また、表の左側に一連番号と対応区分のA B C Dを記載しております。

まず、計画全般に関してであります。1番目「検討するという項目が多い」、2番目「年次目標を掲げるべきである」、3番目「障害のある市民や障害者(児)など統一した方がよいのではないか」、4番目「意見を募る方法について工夫すべき」というご指摘をいただいております。主要施策について年次目標を盛り込んだこと、表現の統一を図ったこと、今後の参考とさせていただくなどの考えを示しております。

次に序章関連であります。ここでは計画の推進体制についてご意見をいただいております。参考にさせていただきたいと思っております。

次に第二章関連で、相談機関や体制などについての要望でございます。これについては参考にさせていただくこと、それから施設の活用についてはサービスのあり方などを検討させていただくことを示しております。

次の第四章関連でございます。市民との協働関係についてご意見をいただいております。

第六章の関連では、ボランティア活動の活性化の必要性とボランティア活動に対する社会福祉協議会や行政の関わり方についてのご意見をいただいております。このことにつきましては、社協の果たす役割が大きいこと、また、市民、社協、行政がそれぞれ意識を持って取り組むことの必要性を示しております。また、地域福祉推進のための人材育成についてのご意見もいただいております。これにつきましては参考にさせていただきたいと考えております。

なお、ここに示しております結果につきましては、ホームページなどで公表する方向で

検討しております。

[会長]

ただ今の報告に対しましてご質問などがありましたらどうぞ。
特にないようでしたら、次に進みたいと思います。

地域福祉計画に盛り込む主要施策について

[会長]

「地域福祉計画に盛り込む主要施策について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

[事務局（福祉総務課長）]

まずは総括的にご説明申し上げます。

「主要施策一覧」ということでA3版で4枚つづりの補足資料を用意いたしております。
真ん中に一連番号を記載しておりますが、全部で106（再掲を含む）の主要施策を掲げておまして、それぞれ「施策の実施単位」「行政とともに協働する活動の主体」「事業実施年度」という3つの項目について整理いたしております。

また、それぞれの主要施策の内容については、一番右端に「最終案のページ」を記載しておりますが、別添の「計画の最終答申案」と一緒にご覧いただきたいと思います。

なお、補足資料について修正をお願いいたします。

一連番号の1番（障害者の自立支援）の「行政とともに協働する活動の主体」の「社会福祉協議会」の欄に「 」を、同じく一連番号の27番から29番の「社会福祉協議会」の欄に「 」を入れてくださいますようお願いいたします。

今回、このような表を用意した経緯であります。まず地域福祉計画の「地域」の捉え方を整理することが必要である点、計画の第四章以降に記載しております様々な具体的取り組み（主要施策）について、以前、「この計画に盛り込まれている内容の主語は何か」という質問に対し、「市（行政）である。」と説明したところ、すべて行政が何もかも行うということにならないかというご指摘があった点、また、地域福祉推進のためには「協働」というキーワードがあり、市と協働する活動主体を整理することが必要な点、その他「年次的に目標を掲げることが必要ではないか」とのご意見などもあり、そのような視点から改めて整理したところでございます。

この一覧表で整理された内容については、最終的に計画書の中、具体的には第四章以降第七章まで、それぞれの主要施策の項目の中に入れ込む形にしたいと考えております。

まず「施策の実施単位」についてでございます。

この計画は、全市的なものとして策定することとしておりますので、基本的には市全域を一つの地域と捉えて取り組むこととなりますが、中にはもう少し狭い範囲（エリア）を設定して取り組むことで、きめ細かい行政サービスあるいは地域の実情に応じた地域福祉の展開が期待されるものもございまして。

ここでは、「全市」の他に、本計画の54ページで整理しております「地域福祉推進圏

域」の20圏域と、市内を中部地区、東部地区、南部地区、西部地区、北部地区の5圏域に整理した「保健福祉圏域」のいずれかに整理しているものでございます。

次に「行政とともに協働する活動の主体：行政とともに役割を担う主体」ですが、「地域住民」「ボランティア」「民間事業者」「社会福祉協議会」というような区分を設けております。

それぞれの主要施策を取り組む際に、行政だけではなく、様々な活動の主体が役割を持って、行政とともに取り組んでいくことが必要でございまして、特に結びつきが大きい場合に を表示しております。事務局において調整する中で「関係団体」という項目を入れられないかという指摘もありましたが、「関係団体」といえば当事者団体から医師会、看護協会などの職能団体もあり、また、その役割として、ボランティアな活動から福祉サービス、医療の提供など様々なケースが考えられますので、ここでは改めて「関係団体」という項目は設けず、その活動内容、果たしている役割に着目して整理いたしております。

例えば、いわゆるNPOといった場合、「民間事業者」と同じサービスを提供する場合には「民間事業者」欄、ボランティアな支援活動を展開している場合には「ボランティア」欄、住民組織を中心としたまちづくりの取組みの場合には「地域住民」欄、というように整理いたしております。

それから「事業実施年度」につきましては、計画期間中における事業実施予定を明らかにしておくものでございます。

これらの項目について、いくつか例を挙げて説明いたします。

65ページ。主要施策 「市民一人ひとりの健康的な生活習慣の確立」(一連番号6番)と同じくその下の主要施策 「健康の保持・増進のための環境づくり」(一連番号7番)については、5つの保健福祉圏域を設定し、それぞれの圏域ごとに市民の健康づくり活動を推進していくこととしており、ここでは施策の実施単位を保健福祉圏域(5圏域)と整理しております。この取組みについては、市民・行政・健康に関わるすべての機関・団体等が一体となり、市民運動として取り組むこととしておりますので、地域住民も一定の役割を担うことから「地域住民」の欄に 、また運動普及推進員や食生活改善推進員、母子保健推進員のようなボランティアな活動についても一定の役割を担っていることから、「ボランティア」の欄に としております。

また、74ページ。主要施策 「地域における見守りネットワークの充実」(一連番号30番)については、支援が必要な方を民生委員を中心とした近所の方々のネットワークで見守る体制をつくるもので、各地区社協において従来から取り組まれています。したがって、地区社協圏域と同一の地域福祉推進圏域(20圏域)ごとに取り組んでいく内容と整理しています。この取組みは、市社会福祉協議会のサポートを受けながら地区社協において実施されており、地域住民のボランティアな活動であることから「地域住民」と「ボランティア」、「社会福祉協議会」の欄に としております。

また、75ページ主要施策 「災害時における要援護者の避難マニュアルの作成」(一連番号37番)については、全市的なルールを定めるマニュアルを作成する予定としておりまして、「全市」に と表示しております。この取組みについては、地域住民や当事者団体、ボランティアセンターを設置している社会福祉協議会の参画を得ながら作成することとしておりまして、平成19年度中には完成を目指すものでございます。

ア 基本目標 1 「総合的な地域ケアシステムの構築」

[会長]

では基本目標ごとに進めたいと思います。まずは資料の一枚目、基本目標 1 「総合的な地域ケアシステムの構築」に関する主要施策に関し、説明をお願いします。

[事務局（福祉総務課主任）]

主なものについてご説明いたします。

最終答申案の 64 ページ以降と一緒に説明いたしますのでよろしくお願いします。

まずは 64 ページをお開きください。

主要施策 「障害者の自立支援」(一覧表の一連番号 1 番。以下同じ。)でございますが、障害者の就労の定着を図るように支援することとしておりまして、福祉的就労あるいは一般就労の面において民間事業所の取組みが不可欠という点から、一覧表の 1 番のとおり「民間事業者」及び「社会福祉協議会」の欄に としております。

主要施策 「障害のある子ども達の保育及び教育の充実」(4 番)については、保育所・幼稚園、学童クラブでの障害児の受け入れを推進することとしており、民間事業者の役割も大きいといえます。

65 ページ。主要施策 「高齢者に対する生きがい対策の充実」(5 番)については、地域住民が主体となって取り組んでいる“ふれあいいいききサロン”などに対する活動支援のほか、老人クラブ活動に対する支援、シルバー人材センターに対する支援、公民館講座の充実などが挙げられます。したがって、地域住民、ボランティア、民間事業者、そして社会福祉協議会のそれぞれがおのこの生きがい対策に向けた取組みの役割を担っています。

66 ページ。主要施策 「介護予防対策の推進」(9 番)については、介護予防に関する知識の普及啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を推進することとしておりまして、地域住民一人ひとりの積極的な参画、運動普及推進員などのボランティアによる主体的な活動、介護予防に資するサービスの提供事業者や“ふれあいいいききサロン”を実施する社会福祉協議会についても一定の役割を担っています。

主要施策 「生涯スポーツの振興」(11 番)については、主要施策 「介護予防対策の推進」と同様、市民の積極的な参画が求められるほか、そのサポート役としてボランティアの役割は欠かせません。

67 ページ。主要施策 「バリアフリーのまちづくりの推進」(12 番)については、ハード面における整備は民間事業者とともに取り組んでいかなければなりません。移動が困難な人に対する思いやりの意識、つまりソフト面にも着目した取り組みについては、地域住民の参画がどうしても必要になります。

主要施策 「精神障害のある人の社会復帰・福祉施策の充実」(15 番)については、精神に障害のある人に関する正しい知識の周知に努めるほか、退院促進事業との連携に努めることとしております。知的障害者と同様まだまだ市民の理解が十分に得られているとは言い難い面があることも事実でございます。現状では、ボランティアの果たす役割は大

きく、広く地域住民の参画を得ながら正しい知識の周知に努めていくことが必要であり、医療機関や施設などとも十分に連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

68ページ。主要施策 「福祉事務所及び健康福祉センターにおける専門的相談体制の充実」(16番)から主要施策 「女性相談業務の充実」(19番)までの4つについては、各専門相談機関の充実でございますが、公的機関を中心とし、行政施策として取り組んでまいります。

71ページ。主要施策 「地域における総合相談支援体制の強化」(22番)については、本庁と各支所との情報の共有や連携を図りながら、地域包括支援センターや地域ごとの担当保健師を配置している「保健福祉圏域」ごとに、同じく相談支援機能を有する社会福祉協議会とともに相談機関の周知に努めることとしております。

72ページ。主要施策 「個々の子どもと子育て家庭のニーズに見合った総合的なサービス・プログラムを提案できる体制の確立」(26番)については、母子保健事業や児童福祉サービス、インフォーマル・サービスを組み合わせた子育て支援プランの作成とその実践に必要なケアマネジメント体制を整備することとしており、地域の見守り役としての地域住民、様々な子育て支援に取り組むボランティア、保育所や医療機関などの民間事業者、地域住民やボランティアのコーディネート役としての社会福祉協議会、それぞれが役割を持ちながら取り組んでいくこととしております。

73ページ。主要施策 「個々の高齢者世帯のニーズに見合った総合的なサービス・プログラムの提供」(27番)については、介護予防サービスや生活支援サービス、インフォーマル・サービスを組み合わせた介護予防プランの作成とその実践に必要なケアマネジメント体制を整備することとしており、地域の見守り役としての地域住民、運動普及や食生活の改善に取り組む様々なボランティア、通所サービスなどの民間事業者、地域住民やボランティアのコーディネート役としての社会福祉協議会のそれぞれが役割を持ちながら取り組んでいくこととしております。

主要施策 「個々の障害者世帯のニーズに見合った総合的なサービス・プログラムを提案できる体制の確立」(28番)については、総合的な相談支援体制の確立を図るとともに、発達障害者支援センター、子育て支援センター、地域包括支援センター、民間の相談支援事業所などとの関係機関と連携・強化を図り、幅広い視野から総合的なサービス利用計画を提案できる体制を構築することとしており、特に福祉サービスの提供主体である民間事業者、あるいはインフォーマル・サービスを支えるボランティア、地域住民やボランティアのコーディネート役としての社会福祉協議会とともに、障害者の地域生活を支えていく基盤を充実していくこととしております。

74ページ。主要施策 「認知症高齢者の見守りシステムの実施」(31番)については、GPSを利用した位置検索装置を貸与する内容の取組みでありまして、市が主体となって取り組んでまいります。

主要施策 「児童虐待防止のためのネットワークの充実」(32番)については、本年設置いたしました「諫早市児童虐待防止ネットワーク」を活用しながら、いじめ、不登校、非行などを含めた要保護児童などに関する情報の交換や支援内容の協議が行えるようネットワークの体制の充実を図ることとしており、地域の見守り役としての地域住民、あるいは保育所や医療機関などの民間事業者などとともに、取り組んでいくこととしております。

掻い摘んで説明いたしました。以上で第四章「総合的な地域ケアシステムの構築」に関する主要施策についての説明といたします。

[会長]

ただ今の説明に対しましてご質問などがありましたらどうぞ。

[E委員]

64ページ。主要施策「障害のある子ども達の保育及び教育の充実」の件について、前回の議事録を拝読いたしました。この点については前回、御論議をいただいておりますのでございまして、私からもご要望申し上げたいと思います。

障害のある子どもの保育ですけれども、前回の議事録を読ませていただくと、「両親ともに働いていることが前提になります」というお答えがっておりますので、そのことについて、私の経験を踏まえて申し上げておきたいと思います。

30年ほど前になりますが、両親とも聴覚言語障害者、つまり“ろうあ者”でございました。したがって、家庭では会話がございせん。言葉がありません。それで結婚いたしましたら、「子どもが生まれましたらすぐに保育所に入れなさいよ」と話をしておりました。そして子どもができましたから、すぐに福祉事務所に行きまして、保育所に入れてくれと言いましたら、母親が家にいて“保育に欠けない”からだめだと言われたんですね。そこで私も行きましてお願いをしまして、“ことば”が人をつくるわけございまして、「その家庭に言葉がないということは保育に欠けているのではないですか。これぐらい“保育に欠ける”という状況は他にないですよ。」と申し上げました。そこで、当時、例がないということでしたけれども、当時の厚生省まで話をしていただいた結果、「よいとは言えないけれども、種々の事情が許せば市長の判断でよい。」ということで、中央保育所に入れていただきました。そしたらやはりその子は耳が聞こえたんです。両親とも言葉がない場合には、生まれてきた子どもも言葉を覚えませんから結局そういう扱いをされるわけですね。それでもやはり、両親は聴覚障害であってもその子どもは聴覚がある場合もあるわけございまして、すると保育所に入れて、“言葉の社会”に入れて言葉が出るようになったんですね。そして今やはりっぱに幸せな家庭を築いております。そういう例もありますから、30年も前に実現もしてもらいましたから、少なくとも諫早市役所だけはそれをずっと踏襲してもらっているだろうと思っております。どうも諫早市役所でもいわゆる“保育に欠ける”という言葉の定義が少し厳しくといたしますか、今言いましたような解釈になっていないように思いました。できましたら、その辺はしっかりと、子どもの一生に関わることでございますから、よろしく願いしたいと思っております。

それから67ページのバリアフリーの問題です。

新しいバリアフリー法が今年の6月に成立いたしまして、確か今月施行されたと思えます。前の“交通バリアフリー法”と“ハートビル法”、この2つの法律がユニバーサルデザインの考え方で合体されまして、新しいバリアフリー法が成立しているわけです。それでいきますと、市町村長が基本構想を策定するという法律になっております。そしてそれを策定する場合には、関係団体、特に障害者も入れなさいということで、基本構想策定協議会を設置することができると。その策定協議会には関係団体、障害者等の意見が反映でき

るようにして策定しなさいという法律になっておりますので、諫早市ではおかげさまで、「諫早市バリアフリーのまちづくり基本指針」というものがございますが、これを上回る法律がありますので、その辺の位置付けと取組みをお願いしたいと思います。「バリアフリーのまちづくり基本指針」に具体的に書いてありますので、具体的なものをここには書いてあると思いますので、今日の段階ではこれで結構ですが、基本的に基本構想を市長が策定するということに法律上なっておりますので、その点は一つお取組みをお願いしたいと思います。

[B 委員]

バリアフリーの問題に関してですが、最近時々見かけるのがお年寄りが電動車いすに乗って歩道を走るんですね。これをバリアフリーと関係付けてもらわなくてはいけないのは、今から電動カートが発達するでしょうが、これは法的には恐らく公道を走れないでしょうね。(運転が)簡単なものだから、そういうお年寄りが公道を走り回るんですよ。するとお年寄りの交通事故の危険性が増えるんでバリアフリーも絡めて、できたら“そういう人達はそういうところを走ってくれ”というような内容の細かいとこまでやっていただきたいと思っております。

[事務局 (健康福祉部長)]

いよいよこの答申をいただきますと、地域福祉計画に基づいて事業化をしていくわけですが、ただ今いただきましたご意見は十分に踏まえて、各組織にもその意志を伝えながら取り組んでまいりたいと思っております。

[A 委員]

一覧表を見ても最後に「担当課」がありますが、これを数えてみますと十いくつありますね。で、この計画の進捗状況はどこがチェックするのか、ということを知りたいわけですが。そうでないと、これだけの担当課が何もしないで終わるという可能性がある。たまたまその担当課がいじったことが成果として報告される可能性が出てきますから。積極的にやってもらう課がここに書かれている「担当課」でしょうから、全体を統括するのはどこかということを知りたいというのが質問の趣旨です。

[事務局 (福祉総務課長)]

それぞれの担当課がございますので、それぞれが責任を持って進めていくべきだと考えておりますが、この計画の総括をいたしております福祉総務課が全体的な総括の担当課になると考えております。

[A 委員]

となると、福祉総務課がそれぞれの担当課の進捗状況のチェックを行なうということですね。

[事務局 (福祉総務課参事)]

ここに記載しております「担当課」という表示ですが、事業実施をする“担当課”とそれを総括する“担当課”の二つの意味合いがございまして、ここに記載している担当課以外にも部分的には、市の行政組織で言いますとたくさんの事業担当課がございまして、代表的かつ象徴的な課を市民の方にとって分かりやすいように表現しているものでございまして、ここに挙げているものは必ずしも事業実施担当課だけではなく個々の事業を総括する担当課と考えております。先ほどA委員からご質問がありましたのは、それを全体的に絡めて総合評価する担当課はどこかというようなお尋ねだというふうに受け止めておりまして、そこは私ども福祉総務課であるということで考えております。

イ 基本目標2「利用者主体の保健福祉サービス提供体制の構築」

[会長]

次に基本目標2「利用者主体の保健福祉サービス提供体制の構築」に関する主要施策に関し、説明をお願いします。

[事務局（福祉総務課主任）]

基本目標2でございます。最終答申案でいいますと77ページ以降になります。

78ページ。主要施策「定期的・継続的なニーズ調査の実施」(一覧表の一連番号40番。以下同じ。)については、効果的・効率的な調査方法により行うこととしておりまして、他の行政計画の見直しの際のニーズ調査あたりとも可能な場合には共同で行う、あるいは社会福祉協議会と一緒に取り組んでまいります。

主要施策「福祉協力員制度の普及」(42番)については、現在、2つの地区社協で計20の方が活動されております。これを全市的な配置に向けて広く普及を図っていくこととしており、社会福祉協議会をはじめ、地域住民やボランティアの協力を得ながらともに取り組んでまいりたいと考えております。

主要施策「(仮称)「地域福祉推進員」制度創設の検討」(43番)については、福祉協力員との連携を図りながら、地域福祉を積極的に推進する役割を担う地域住民の代表という立場で民生委員活動を支える新たな人材に関する制度創設を検討することとしております。検討にあたりましては、民生委員や福祉協力員との役割分担、行政との関係などについて、まだまだ検討の余地がありますが、従来からすると、民生委員の活動が多岐にわたるようになりまして、かなり活動の負担感が増してきているような声も聞かれますので、検討をすすめるものでございます。

80ページ。主要施策「地域福祉権利擁護の推進」(47番)については、認知症高齢者、知的障害者、精神障害のある人などの中で、判断能力の低下などにより一人で生活していくことが不安な人を定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活支援活動を行うもので、実施主体である社会福祉協議会とともにその推進に取り組んでいくこととしております。

主要施策「成年後見開始の審判申立て」(48番)については、認知症高齢者、知的障害者、精神障害のある人など判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が困難な方の生活を支援するため、身寄りがないなどの理由により成年後見開始の審判

の申し立てを行う者がいない時に、市が成年後見開始を申し立てる制度でございますが、このような制度の周知に努めることとしております。

81ページ。主要施策 「福祉サービス評価制度の周知啓発」(51番)については、県や関係機関との連携を図りながら、福祉サービス事業者に対し、事業者が率先して推進するよう啓発を図ることとしており、サービス提供主体としての社会福祉協議会、あるいは民間事業者の主体的な取組みを期待するものであります。(修正 補足資料中「民間事業者」欄に を追加記入)

主要施策 「事業者による福祉サービス自己評価情報の公開支援」(52番)については、事業者自らの積極的な公開を支援することとしておりまして、その前の「福祉サービス評価制度の周知啓発」と同様、サービス提供主体としての民間事業者の主体的な取組みを期待するものであります。

82ページ。主要施策 「入所者の苦情・要望を施設担当者へ橋渡しする事業の実施」(54番)については、市に登録された専門の相談員(さわやか介護相談員)が介護保険サービス利用者からの相談に応じるものですが、この相談員についてはボランティアな活動として大変なご協力をいただいております。また、この取り組みについては施設側の理解が不可欠であります。利用者の立場に立ってサービスを考えるということ言えば、これら事業者とともに取り組んでいかなければならないものであります。

[会長]

ただ今の説明に対しましてご質問などがありましたらどうぞ。

[B委員]

81ページの「福祉サービスの質的向上」で、「福祉サービス評価制度の導入促進」ということ。これ自体は別に悪いことではないと思います。これは得てして第三者評価に結びつくようなことはございませんか、あくまでも自己の評価制度として存続させるおつもりですか。それとも、この主要施策 から まで、第三者評価としての評価制度にもっていかうとする意図があるんですか、ないんですか。

[事務局(福祉総務課主任)]

評価制度といった場合には、自己評価と第三者評価とがあります。第三者評価の場合には、県が主体となって取り組んでいる状況でございます。事業者等を集めての説明会等が開催されておりますが、なかなか促進というところまでは結びついていない状況にあります。ただ実態としては、第三者評価を行なっている事業所も徐々には出てきております。そういったものを周知啓発することによりまして、自己評価の延長線上に第三者評価があるというふうに理解をしておりますので、そういった方法で結び付けていきたいと考えております。

[B委員]

私が言っているのは、自己評価にとどめず第三者評価までもっていくということは、経費がかかるということなんです。そこらへんを含めてよく考えて発言されたのでしょうか。

サービス評価の方法を自己評価にとどめて、あるいは自己評価で足りない部分は行政側で手助けして「こうやりますよ」という段階ならいいんですけども、第三者評価が入ってきて「公表しなさい」ということが既に行なわれているんです。「第三者評価を入れまますよ」ということであれば、当然それが入ってくることが頭にあるんです。それが膨大な金額になるんですよ。だから、評価は自分でしなさいと。そして不足する部分は行政が手助けして「無料でします」という話ならばいいですよ。今のように「第三者評価を将来加えます」というのは、お金がかかることをやりますということなんですよ。

[事務局（福祉総務課長）]

第三者評価は必要だという考え方はあるんですが、実際に進んでいないという状況もございますので、それに向けてまだまだ論議する部分はあるだろうと思います。

したがって、まずは自己評価を中心に取り組んでいくことにしております。第三者評価の具体的な導入促進策については、国や県の評価システムの動向など全体の流れを把握しながら改めて考えていくこととしております。

ウ 基本目標3「民と公の協働関係の構築」

[会長]

次に基本目標3「民と公の協働関係の構築」に関する主要施策に関し、説明をお願いします。

[事務局（福祉総務課主任）]

基本目標3「民と公の協働関係の構築」でございます。最終答申案で言いますと83ページ以降になります。

ここに掲げております主要施策については、すべて、全市を一つの実施単位として整理しております。

84ページ。主要施策 「諫早市社会福祉大会（市民福祉フォーラム）の定例開催」（一覧表の一連番号では56番。以下同じ。）から主要施策 「福祉関係団体等による地域交流イベントの活性化」（59番）までの4つの主要施策については、市民全体の意識啓発に大きく寄与する内容の取組みでございまして、協働する活動の主体としては「地域住民」「ボランティア」「民間事業者」「社会福祉協議会」のすべてが関わっていただきたいということで整理いたしております。

主要施策 「思いやりの心を育む教育（福祉教育）の推進」（63番）については、学校教育だけではもちろん成り立つものではございませんで、家庭や地域での取組みも含め、総称して福祉教育と使われているのが一般的です。特に、社会福祉協議会の活動は、学校や地域住民、ボランティアや民間事業者のコーディネーター役という面で果たす役割は非常に大きいといえます。

主要施策 「社会奉仕体験等を通じた子どもの豊かな心の育成」（65番）については、一部「福祉教育の推進」と共通する部分がございますが、ここでは健全育成会、子ども会、PTA、婦人会、老人会、自治会などにおきまして子ども達の育成に関する様々な活動を

想定しているものでございまして、地域住民やボランティアを中心に協働する活動の主体として整理し、場合によっては社会福祉協議会が持つノウハウを活用しているケースもあります。

86ページ。主要施策 「社会福祉施設の地域開放に向けた取組みの推進」(68番)については、この取組みを通じて、地域住民による施設や入所者に対する支援活動への取組みを誘導することとしておりまして、今年、大村で発生しましたグループホームの火災を教訓に、施設自体の安全管理を徹底することはもちろんのことでございますが、日頃から地域との関わりを深めておくことによりまして、万が一の場合には、地域住民のサポートも得られるような体制を整えておくことが有効であるという考えの下、盛り込んでいます。協働する活動の主体としては、地域住民やボランティアを想定し、併せて民間事業者についてもこの取組みに対する理解が不可欠であるということで整理いたしております。

88ページ。主要施策 「情報提供機能の強化」(71番)と主要施策 「ボランティア活動促進のための講座・研修の充実」(72番)及び主要施策 「ボランティアの活動支援」(74番)については、現在、社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターを拠点として取り組まれているものでございます。

主要施策 「ボランティア活動の啓発と福祉教育の推進」(75番)については、社会福祉協議会が教育委員会との連携を図りながら、特に小中学生を対象に、現に活動しているボランティア団体などの参画を得て取り組んでいるものでございます。

90ページ。主要施策 「ボランティアセンターの運営方法等の検討」(82番)については、現在、社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターの運営方法について、現在は社会福祉協議会の職員がボランティアコーディネーターとして配置され、社会福祉協議会の一部門として企画運営されているものを、今後は、ボランティア連絡協議会など、関係者の参画を得ながらその企画運営にあたっていけるような体制について検討を行うというものでございます。将来的には、連絡協議会によるセンターの運営というものも考えられないかということで、まずはどのような課題があるのかなどについて整理していく必要があると思われま。

91ページ。主要施策 「地域福祉活動に関わる団体相互の連携支援」(83番)については、地域において福祉活動に関わる様々な団体、ボランティア、NPO法人などのリストを作成した上で、その情報の共有化を図るというものでございます。現在、このような情報は、それぞれが必要に応じて縦割りの管理されており、全体としては整理されておられません。子育てや障害者に対する生活支援、生きがいや社会参加などにつながるような取り組みなど、様々な任意団体などもございますので、行政の中でも調整しながら、社会福祉協議会やボランティア団体などの協力も得て、作成してまいりたいと考えております。

主要施策 「地域福祉活動団体等のネットワーク化検討」(84番)については、先ほどのリスト作成以後の展開として期待される取組みでありまして、地域活動に関わる様々な団体等のネットワーク化を検討するというものであります。社会福祉協議会がっておりますコーディネート機能を活かしつつ検討を進めていきたいと考えております。

92ページ。主要施策 「福祉協力員の養成」(89番)については、福祉協力員を全

市的な配置に向け広く普及を図ることとしており、また講座や研修などを通じてその資質向上に向けた取組みを支援することとしております。地区社協活動として大きく期待されている取組みであることから社会福祉協議会といっしょに取り組み、また、ボランティア団体や福祉サービス事業者などの協力を得ながら、地域住民の自発的な参加意欲を高めるような講座や研修について研究したいと考えております。

93ページ。主要施策 「青少年の健全育成（「ココロねっこ運動」の推進）」（93番）については、大人のあり方を見直し、子ども達の心の根っこを育てようとするもので長崎県の県民運動でございます。本市では教育委員会の生涯学習課が総括しております。家庭、学校、地域社会及び行政が協働し、一体化した地域ぐるみの子育て機運の醸成を図るという点で、地域住民、ボランティア、民間事業者、社会福祉協議会などとともに取り組んでいくことと整理しております。

94ページ。主要施策 「健康づくり推進団体間の連携」（98番）については、健康づくり推進協議会が有するネットワークを十分に活用しながら、地域住民の主体的な健康づくり活動の展開に努めることとしております。健康づくり活動に対する地域住民の主体的な参加意識を高めることはもちろんのこと、運動の普及や食生活の改善に取り組むボランティア、それから医療機関、保健医療に係る職能団体の役割も大きく、これら主体とともに取り組んでいく必要があります。

[会長]

ただ今の説明に対しましてご質問などがありましたらどうぞ。

[A委員]

冒頭にE委員がおっしゃったのと同じような趣旨なのですが、全体として食育基本法に関わるような項目が出てまいりませんでした。実は、県が今、基本計画をつくったとかつくるとかいう話なので、恐らくそういうことでそうなったんだろうと思いますが、次期計画若しくは途中で見直しをされるのであれば、子育てその他、福祉施設の連携の中で、食育基本法に関する視点を入れていただきたいと思います。

[事務局（福祉総務課主任）]

参考にさせていただきます。検討させていただきたいと思います。

[D委員]

「ボランティア団体等の育成、活動支援及びネットワークの構築」の中で、「行政とともに協働する活動の主体」として「地域住民」の欄に がついていない主要施策がありますが、これは特定された人が取り組むということなののでしょうか。ボランティア育成には一般住民が入っていかないとたぶんどできないだろうと思うんですけども、ここに がついていないのはどういうことなののでしょうか。

[事務局（福祉総務課主任）]

委員ご指摘の部分は、一覧表の一連番号で言いますと71番「情報提供機能の強化」か

ら75番「ボランティア活動の啓発と福祉教育の推進」のことだと思えます。

まず71番「情報提供機能の強化」の部分でございますが、今、現にありますボランティアセンター、これは社会福祉協議会が設置しておりますが、こういったところと協働して取り組んでいくということで整理をいたしております。

72番「ボランティア活動促進のための講座・研修の充実」については、「住民の積極的な参加」という部分が出てこようかと思えますが、“講座・研修を充実するための取り組み”としては行政と社協が協力して取り組んでいくということで整理をしております。その二次的な効果として住民が参加できるような環境が整えられていくということで整理をいたしております。

73番「シニアボランティア・障害者ボランティアの育成」についても同じような考え方でございまして、特に関わりが大きいものとして「行政」「社協」ということで整理させていただきます。このシニアボランティアや障害者ボランティアについては、ある程度専門的な部分が必要かなということで、現に活動していらっしゃるボランティア団体からの協力を得ながら一緒に育成をしていくという整理をしております。

75番「ボランティア活動の啓発と福祉教育の推進」については、先ほど申し上げたとおりでございますが、ある意味「地域住民がその気になって積極的に関わっていく」という部分は一つの考え方としてありますが、協働する活動の主体として考えた場合には、社会福祉協議会の関わりがとても大きいということもございまして、そういったことで整理させていただきます。

地域住民の方々には、ぜひ、ボランティア活動に積極的に関わっていただきたいという思いがあるわけですが、その前段として環境を整えてやるという意味では行政、社協が主体となって取り組んでいくということで整理をさせていただいているところでございます。

[D委員]

この建前として、自助、共助、公助という記述がありますね。だから、地域住民が参加するということが必要なのかもしれませんし、結局このような講座を開かれた時に参加する人がいないと、できないだろうと思うわけです。したがって、これらの部分、地域住民の欄が空白になっているということは、「ああ、このへんは私達はしないでいいのかな。」というような思いも出るのかなと思えますが。

[C委員]

今のD委員のご発言と関連するだろうと思えますが、この地域福祉計画というのは“福祉のまちづくり計画”という捉え方でいきますと、“まちづくり”と言えばまず“ひとづくり”かなと。あるいは人の意識づくりというのが前提に来るわけですけれども、そういう面でこのページにもありますけれども「福祉教育」というのは“ひとづくり”に関わる営みだということで、私はもっと強調されてもいいかなと思えます。

この一覧表にある主要施策のそれぞれに「行政とともに協働する活動の主体」として「地域住民」「ボランティア」「民間事業者」そして「社会福祉協議会」それぞれ入っておりますが、この“まちづくり計画”を実際に動かしていく人たちを、いかに“私達が思うまち”に向けて動いていただけるか、動いていただけるための主体形成のための教育ある

いは学習、ここをトータルに私は「福祉教育」と捉えています。そうしますと、この「福祉教育」は独立させて一つ項目を起こしてもよいぐらいの思いもあるわけでございます。

そういうところからいきますと、先ほどもありましたが、ここは実は「主体」。つまり、福祉教育の活動主体でありながら、同時に福祉教育の学習の対象あるいは客体というように、同時性で考えていく必要があるのではないかと思うわけです。ただし、これらはそれぞれ分かれておりますので、どういうふうな形で「地域住民」の主体を形成させていくか、「ボランティア」をどうするのか、あるいは「社協」はどういうふうに育てていくのか、といったところも同時に、仕組みづくりとして動きづくりのための働きかけというふうなところがないと、なかなか動きにつながっていかないのではないかということが素朴に思うわけです。おそらくD委員もそこらへんで、地域住民がスカッと抜けているところがあって“これでいいのか”ということだろうと思います。

それからボランティアに関連する項目のところ、あるいは地域福祉の推進圏域のところ。これらの活動主体という捉え方であっても、圏域ごとにそのような主体形成の方法、あるいは仕組みというのがつくれないだろうかと思います。もう少しじっくり見て、“これは圏域ごとに作った方が動きとしてはスムーズにいくのではないか”というものもあるのではないかと思います。その点について、事務局としてはいかがでしょうか。

[事務局（福祉総務課主任）]

圏域の部分につきましては、委員ご発言のとおり、きめ細かい活動に将来的にはつなげていった方がいいわけで、やはり私達が目指す目標としてはそういうものではないかと思っております。ただ、現実的に見て、こういった一つ一つの取り組みについて、こういった形で圏域ごとに展開していくか、またその受け皿はどういう体制でいくかなど、まだまだ解決しなければならない課題が多くございますので、現時点においては、全市的な取り組みとしてやっていく中で、ただそのやっていく中でも各圏域におけるきめ細かい取り組みというものも少し頭に置きながら、実施につなげていきたいと思っております。

それから、先ほどからD委員、C委員からご発言がありました「協働する活動の主体」の部分ですが、一連番号でいきますと71番から75番ですが、ここの部分については、「地域住民」の欄に ということ整理をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

エ 基本目標4「小地域における地域住民の主体的な健康福祉活動の推進」

[会長]

次に基本目標4「小地域における地域住民の主体的な健康福祉活動の推進」に関する主要施策に関し、説明をお願いします。

[事務局（福祉総務課主任）]

基本目標4でございます。最終答申案でいきますと95ページ以降になります。

96ページ主要施策 「市社会福祉協議会の充実支援」(一覧表の一連番号では99番。以下同じ。)及び主要施策 「地域福祉活動計画の推進支援」(100番)については、も

ちろん社会福祉協議会としての自発的取組みも欠かせませんが、市としても法人運営あるいは地域福祉活動に対する一定の支援を行なっております。

主要施策 「地区社会福祉協議会活動の充実支援」(101番)については、地域福祉圏域ごとに、その充実を図っていくこととしておりまして、地区社協の一員としての地域住民、ボランティア、民間事業者なども一定の役割を担っていただくことが必要で、それらに対しては社会福祉協議会と一緒に支援していくこととしております。

主要施策 『『小地域の福祉活動計画』づくりへの支援』(102番)については、地域住民のまちづくり意識の向上を目的とした取組みとしての「福祉活動計画づくり」を支援しようというものでございまして、先ほどの主要施策 「地区社会福祉協議会活動の充実支援」(101番)と同様、地区社協の一員としての地域住民、ボランティア、民間事業者なども一定の役割を担っていただくことが必要で、それらに対しては社会福祉協議会と一緒に支援していくこととしております。

97ページ。主要施策 「公共施設等の利活用の円滑化」(103番)については、各地域には公民館などいろいろ活動拠点となりうる公共施設がございます。中でも、社会福祉協議会が指定管理者として委託を受けている社会福社会館、いいもりコミュニティ会館、高来ふれあい会館などにおいては貸館機能を有しておりまして、様々な活動団体がスムーズに利用できるよう、これら施設の利活用の更なる円滑化に向けて取り組むこととしております。

主要施策 「保健福祉施設等の地域開放の推進」(104番)については、社会福祉施設や保健施設など従来ケアを必要とする市民のための施設として整備されたものについて、運営主体の理解と協力を得ることが前提であります。地域住民のために開かれた施設として有効活用する仕組みを検討するというものでございます。つまり、地域交流の拠点の一つとして活用できないかを研究するものでございます。

主要施策 「市民のコミュニティ活動拠点の整備支援」(105番)については、社会福祉協議会が指定管理者として委託を受けている社会福社会館、老人福祉センター、いいもりコミュニティ会館、高来ふれあい会館、小長井さざんか会館などにおいては福祉活動専門員が配置されていたり、福祉機器が置かれていたりなど地域福祉推進の拠点となるべき機能が備えられておりますので、社会福祉協議会とともに、これら施設を市民のコミュニティ活動拠点として使い勝手がいいように、そしてまた、地域住民や地域で活動するボランティア団体などの声も反映して整備してまいりたいと考えております。

[会長]

ただ今の説明に対しましてご質問などがありましたらどうぞ。

特になければ、以上説明がありましたとおり主要施策を整理することといたします。

計画の最終答申案について

[会長]

次に、「計画の最終答申案について」を議題として審議に入ります。

この計画の内容については、本日の会議も含めてこれまで4回ほど審議を重ねてきたわ

けですが、特に総論部分についてはほぼ意見も出尽くしたような感もございます。また、各論部分として先ほどから主要施策についてもご審議をいただいたところでございます。

したがいまして、あらためて全体を通して内容をご確認いただき、よろしければ承認ということにいたしたいと思っております。

事務局から説明をお願いします。

[事務局（福祉総務課長）]

前回（10/25）会議の際にお配りした中間素案からこれまで修正を加えた部分を中心にご説明申し上げます。

7ページ。「（2）地域福祉計画と地域福祉活動計画」に関する部分で、四角囲みのとおりイメージ図を掲載しております。

20ページ。調査の概要の表について、調査対象者の人数1,650名が1,645名（5名）となっております。また、本所、各支所管内の内訳と回答者の属性（性別、年齢別）を新たに記載しております。

25ページ。人口ピラミッドについて、年齢区分を5歳刻みから1歳刻みといたしました。

28ページ。年齢階層別人口構成の図であります。平成17年10月1日現在のデータから平成18年10月1日現在のデータに置き換えております。

37ページから46ページまで。アンケート調査の有効回答者数を精査した結果、無効回答者を加えて集計していたことが判明しましたのでその点を修正いたしました。なお、0.1%から0.3%程度の影響で、傾向としては全く変わりません。

90ページ。主要施策「情報提供機能の強化（再掲）」の文中「併せて、…」以降の部分については、88ページ主要施策「情報提供機能の強化」の文中にも盛り込まれておりましたが、ボランティア活動の支援とはやや異なる内容であるため、88ページの部分からは削除いたしました。

97ページ。主要施策「市民のコミュニティ活動拠点の整備支援」については、90ページの主要施策として記載しておりましたが、ボランティア活動の拠点という点ではやや異なるよう内容であることから、削除し、97ページに一本化しております。

91ページ。主要施策「組織化」という表現について、「ネットワーク化」という表現に統一しております。

同じく91ページの「（4）奨励制度」の主要施策。ここには主要施策として福祉協力員に対する表彰制度の検討という項目を盛り込んでおりましたが、まずは福祉協力員を広く配置していくことが大きな課題でございまして、「表彰制度の検討は時期尚早ではないか、今後将来的に状況をみながら検討していいのではないか」という意見が相次ぎまして、削除しております。

92ページ。主要施策「福祉協力員の養成」の文中（3行目）「広く普及を図るなどその養成に努めます。」という表現を「広く普及を図ります。」と修正しております。養成の意味が解り難くなっているという理由でございます。

それから再度7ページに戻りますが、地域福祉計画と地域福祉活動計画によるまちづくりのイメージ図でございまして、両手が重なり合った部分、両計画が一体となって進めて

いくということで、C委員からイメージ図をご指導いただいております。せっかくの機会ですので、C委員から簡単にご説明をしていただければ幸いです。突然で申し訳ありませんが、お願いできますでしょうか。

[C委員]

これは口頭でいろいろな場でお話させていただいているものを図案化したもので、いわゆる行政計画であります地域福祉計画と住民の互助計画である地域福祉活動計画の関係ということで、これは便宜上でありますけれども、たまたま右手をみていただきますと5本指があって、それぞれに個別の福祉計画が入り、さらには一般の公共サービスが入る。こういうものが住民に向けてサービスとして住民に提供されていくと。ところが、問題はこの指の間に制度の谷間にある様々な課題、これらが場合によっては見えない形で潜在化されておりますので、こういうものをいかに目に見える形で顕在化させ、さらにはサービスにつないでいくかということが大変大事なことだろうと思います。ただし、すべてが行政サービスで対応できるかとなると、これも制度の制約がございますのでそういう“制度的な谷間の中にある課題をどうカバーするか”ということが、このまちづくりの大事なテーマになって、そういう面ではこの左手、これは住民の動きとでも言いましょうか、この手のひらの部分は住民の生活の場、そして課題の発見と支えあいの場としております。たまたま関節が三つあるということで、そこで出てきた課題の内容を見たときに住民同士で解決できる課題は第三関節の部分、さらにそこで解決できない部分をNPOやボランティア団体に依頼していく。更にもっと専門家や行政に依頼すべき課題もあるだろうと。そういうものを振り分ける仕組みというのが、一方では左手の中にあっただほうがよい。振り分けるというのは、情報を発見して集約し、さらには整理・配分する。これは拠点も含めてそういう場が必要になってくる。この左手と右手がカチッと噛み合うことによって制度の隙間にある“見えない課題”というのがカバーされていく。こういうイメージで行政計画である地域福祉計画と住民参加の地域福祉活動計画を捉えていけばいいのではないかと。包括的に考えていきますと地域福祉計画の中に活動計画の部分を含ませた形の図式が出てこないといけないし、活動計画の方も同時に行政計画的な部分も出てくるような、やはり一体型の計画の形というのがおそらく今回の地域福祉計画の、あるいは活動計画の特色ではないかなということで、わかりやすくご理解いただけるかなと思ってお届けいたしました。

[会長]

計画の最終答申案について、全体を通して何かありませんか。

[D委員]

この計画が出来上がったら、当然市民に周知して実践していくことになると思うんですけども、市民がこれだけを見てすべてを理解するのは難しいと思いますので、この計画について「どこに聞けば分かる」というように、電話番号が何か出してもらえればいいのではないかと思います。そのあたりについてどういう考えをお持ちですか。

[事務局（福祉総務課主任）]

委員ご指摘の部分はごもっともだと思います。リーフレット等を活用しながら、策定後、周知に努めてまいりたいと思います。

[会長]

それではお諮りいたします。

この諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）最終答申案について、本日もいろいろなお意見もいただいております。文言の修正等については会長に一任させていただいた上で、御承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（各委員了）

[会長]

それでは審議会として承認することといたします。ありがとうございました。

（３）その他

[会長]

最後に「その他」ということで、まず次回の開催予定について事務局からお願いします。

[事務局（福祉総務課主任）]

次回の開催予定の前に、先ほどご承認いただきました、諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）最終案につきましては、早速、日程調整の上、市長への答申の手続きを進めたいと思います。

それから、障害福祉部会における障害者福祉計画と公立保育所のあり方に関する検討部会における協議の状況について、若干お時間を頂戴してご報告させていただきます。

障害福祉部会につきましては、11月28日に最終の部会を開催し、障害者福祉計画の案としては一応の協議が整ったところでございます。しかしながら、皆様もご承知だと思いますが、現時点において、障害者自立支援法の運用面（一割負担の軽減策、サービス提供量・整備量に関する県との調整など）において、若干、不確定な要素も残されており、時間的に様子を見極めることが必要でありまして、それに伴う最終的な調整については、部会長に一任されております。

また、公立保育所のあり方に関する検討部会については、12月4日に4回目の会議を開催し、報告案に関する詰めの協議に入っております。次回の部会で最終的な取りまとめを行う予定としており、当初年内の答申を予定しておりましたが、来月取りまとめの方向で調整を行っております。

以上を踏まえまして、次回の開催予定についてご説明申し上げます。

健康福祉審議会につきましては、次回の会議を本年度最後といたしたいと考えており、先ほど申し上げました2つの案件の審議を予定しております。日程につきましては、1月末の開催を目途に調整をさせていただきたく存じます。会長ともご相談させていただいた上、後日あらためて文書にてご案内いたしたいと思いますので、よろしくご協力方お願いいたします。

[会長]

「その他」ということで、他に何かございませんか。
特になければ、本日の議題を終了いたします。大変お疲れ様でした。
後の進行は事務局にお願いします。

3 閉会

[事務局（進行）]

閉会にあたりまして、健康福祉部長が一言お礼を申し上げます。

[健康福祉部長]

委員の皆様方には、長時間にわたりご論議いただきましてありがとうございました。

地域福祉計画は、4回にわたりまして御論議いただいたところでございます。これが市民にとってすばらしい“福祉のまちづくり”を、どう謳歌していただくかということになるかと思っております。“弱者に対する福祉”ではなく、すべての市民が住み慣れた地域で、その方に必要なサービスをどう提供していくかということが基本であります。そういう意味からしますと、行政のみならず、事業所、それぞれの市民の皆様方のご協力をいただきながら、一体になって進めていくことが必要であろうと思っております。

具体的には、この計画を市民のものとしていくためにどうしていくかという部分は、早速、答申をいただきますと行政内部でさらに組織をあげて理解をし、推進していく過程を組んでいかなければならないと思っております。併せまして、それぞれの団体にも、この計画の中身をご理解いただく手立ても十分にとっていかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、この計画が実現していくために、皆さん方の更なるご意見、ご指導を賜りたいと思っております。

それから、公立保育所のあり方に関する検討部会と障害者福祉計画につきましても、近々また御論議をいただくこととなります。そして来年は食育基本法に基づく計画を策定しなければならぬということで計画をまとめますが、その実効性が伴わなければ何にもなりませんので、その辺は我々行政としても十分に肝に入れて取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも更なるご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、一年のお礼とさせていただきます、また、皆様にとりまして来年がすばらしい年でありますことをご祈念申し上げまして御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(1 8 時 5 9 分 終 了)